

議 事

○加藤刑事法制管理官 本日もお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

予定の時刻でございまして、皆様おそろいですので、「平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会」の第10回会合を開会いたします。

本日は、田中教授が所用により御欠席でございます。また、事務局の上富官房審議官が、国会用務で欠席をさせていただいております。

卓上にお配りをいたしました資料等でございますが、議事次第と「犯罪被害者の方々へ」というパンフレットを参考資料として配布しておりますので、御確認をお願いします。

それでは、意見交換に入らせていただきます。

前回は、論点整理表で申しますと、第1の「7 控訴審における被害者参加」までの御議論を頂きましたので、本日はその次の第1の「8 被害者参加弁護士の在り方」という項目から御検討いただきたいと思います。

一つ目の丸の「被害者と被害者参加弁護士との関係」と、二つ目の丸の「国選被害者参加弁護士を複数人選定する場合を認めるべきか」につき、併せて御議論・御検討いただきたいと思います。

一巡目の御議論の概要を、まず中村から紹介させていただきます。

○中村刑事法制企画官 「被害者参加弁護士の在り方」のうち、「被害者と被害者参加弁護士との関係」につきましては、「被害者本人が公判で直接発言したり質問したりすることが、被害者の立ち直りの契機となることに鑑みて、被害者参加弁護士は、被害者参加人が直接訴訟行為をするために、刑事裁判のルールにのっとり発言などができるよう指導する役割を担うのが重要である。」、「被害者参加弁護士が主導して進めたため、被害者参加人が裁判の進行状況を十分に把握できなかつたという指摘があった。」という御意見、また、「訴訟行為を被害者参加人本人がするか被害者参加弁護士がするかは、個別の被害者の要望を把握し、それに対応したやり方を心掛けるのが大切である。」などの御意見がありました。

次に、「国選被害者参加弁護士を複数人選定する場合を認めるべきか」につきまして、「被害者参加人のサポートには時間も労力も掛かるため、被害者参加人一人につき、最低でも二人の国選被害者参加弁護士が必要である。」、「複数の被害者参加人間で利益相反す

る場合があるので、複数選定を原則とすべきである。」「被害者参加人ごとに選定請求した場合、それぞれに被害者参加弁護士が選定されるのが通常の運用と思われる。」などの御意見がございました。

また、裁判所の運用といたしまして、「一人の被害者参加人に二人の国選被害者参加弁護士が選定されたというものや、複数の被害者参加人間で利害関係の対立の可能性があるとして、それぞれ被害者参加弁護士の選定をしたという事例がある。」という御紹介や、「具体的な事情の疎明を受けて、事案に応じて複数選定の必要性が判断されているのではないか。」との御説明がありました。

これらを踏まえまして、更に付け加えるべき点がある方は御発言いただければと思います。

○堀江京都大学教授 一点だけ、一巡目の議論を伺ってしまして気になったところがございます。

国選被害者参加弁護士の複数選定の関係なんですけれども、その必要性があるという御意見、それはなるほどと思うところが多くございました。ただ、その中で、被告人の国選弁護人が複数付く場合に、そのバランスとの関係で、というような御議論が一部あったかと思いますが、そこには私は若干違和感を覚えました。訴訟当事者として対抗的な関係に立つというわけでは必ずしもないという前提に立ちますと、武器対等的な発想というのは、この文脈では適当ではないような気がいたします。

むしろ、この被害者参加弁護士の複数人選定の問題は、やはり被害者側固有のニーズの問題として論じるべきではないかと思います。實際上、被告人側とのバランスというような理由で、被害者参加弁護士を複数選定した例はないとの御発言もあったかと記憶しておりますが、理論的にもやはりそのような理由を持ち出すのはどうなのかと思います。ただ、繰り返しますが、複数選定の必要性がいろいろ具体的な場面であるという御指摘については、なるほどと思うところが多くございました。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 被害者と被害者参加弁護士との関係において、できるだけ被害者が直接発言できるような場を作った方が、最終的には立ち直りや、事件に区切りを付ける点ではいい効果があるのですが、それがなかなかできない一つの要因として、弁護士会の研修がうまく行き届いてないということがあると思います。

さらに、もう一つの要因は、裁判所側の対応にあります。裁判官もいろいろな方がおら

れ、被害者が発言することに非常に理解のある裁判官もおれば、そうでない裁判官もおられます。ある強盗殺人事件でもやはりそういうことがありました。公判前整理手続の段階で、私どもから被害者が直接被告に質問したい、そういう時間を設けてほしいと申し入れを検察官を通してしましたら、裁判長から、原則として弁護士がやるべきであるということで、最初は認めないと返答がありました。そこで、いろいろと法制審の議論も踏まえまして、その議事録も添付した上で上申書を提出したら、やむなく、嫌々ながらだと思えますが、少しだけ認めましょうということになりました。

ところが、公判が始まると、対応が変わりました。被害者自身が証人尋問として出廷し、そのときの受け答えが非常に冷静であったことから、それを見て、裁判長が突然気が変わったのでしょうか。「では、被害者自身が直接質問しても全然構いませんよ。」というふうな雰囲気になりました。

私は、これを見て、やはり被害者というのは一つのステレオタイプで誤解されているのだなとつくづく思いました。被害者、イコール、法廷を混乱させる感情的な動物であると。そのように偏見で見られていると思いました。確かに、被害者参加制度が始まる前、被害者がバーの中に入ることができず、傍聴席で被告人のうそ八百を歯ざしりするような思いで聞いてなければいけなかったときには、不規則発言もあったかとは思いますが、今はバーの中に入っているわけです。責任も発生しています。そこに被害者参加弁護士がいれば、抑制力も働くことになります。そして、私たちは、被害者参加弁護士というのは、何十時間も掛けてその被害者と打合せをして、とにかく冷静に対応するように心掛けています。そういう努力をしていますから、裁判所には、もう少し被害者に対する認識を改めていただきたいというのが要望です。

あと、二点目ですが、これは弁護士自身の問題です。今まで弁護士というのは職域は三つしかありませんでした。民事の原告代理人であり、民事の被告代理人であり、あと刑事の被告人の弁護人です。これしかなかったのです。全て弁護士が訴訟行為をしていました。民事上の問題については非常に難しい、民法・会社法が関係してきますから、本人ができるわけがありません。被告人の弁護人についても、被告人がまさか自分で自分を弁護したら、こんな滑稽な話はないです。ですから、結局弁護人がやることになります。そのように、弁護士が全てやってきたことを前提に、被害者参加制度を安易に捉えてしまうと、二つの誤解が起きると思います。

一つは、やはり弁護士が全てやるべきだと、そういう勘違いをしてこの制度に参加してしまっ、被害者に発言をさせない誤解です。あともう一つは、検察官は、今まで弁護士にとってみれば敵でした。悪だったのです。そういう敵である検察官がいて、そのまま弁護士が被害者参加弁護士で出てくると、結局、依頼者、素人が言っている証拠上とても認められないような極端な主張であっても、それを全然自分でフィルターにかけないで、そのままストレートに検察官にぶつけてしまう。その結果、検察官の言っていることと被害者の言っていることが全くかみ合わないということが起きてしまいます。

刑事訴訟法ができてから65年たちますけれども、この被害者参加というのは、全く新しい分野です。全然やり方が違うのです。そこのところを、やはり弁護士は理解しなければいけないのではないかと考えております。

○奥村弁護士 どちらかというとな弁護人の立場で発言をしているんですが、高橋さんがおっしゃった関係は、被害者参加を前提にした場合に、被害者の方に被害者参加弁護士が付くということについては、やはり望ましいのではないかと考えています。必要的なぐらいであってもいいのではないかと考えているぐらいです。それで、その被害者参加弁護士が被害者参加制度を十分理解されて、被害者と打合せをされると。きちっとやられるということに関しては、全面的に賛成をしたい。その弁護人は、弁護士ですからやはり刑事訴訟法の原則というものをきちっと把握しておられた上で、被害者参加制度も理解してやられていると。その両面をきちっと把握した上での行動を取られるということも前提になっていると思うので、やはり賛成をしたいと思います。

一点だけしつこく言いますけれども、被告人のうそ八百というのに関しては、常にそうであるということに関しては異論があります。

それから、その弁護士が付くということについてやはり考えるべきは、日弁連のやっている被害者援助制度の弁護士制度とこの被害者参加の弁護士の、これは前のときにもちょっと発言をしましたがけれども、そこの権限が若干違っている関係で、もちろん私選で頼めば全部一貫してやれるんでしょうけれども、経済的な問題もあって国選という、あるいは法律扶助と、援助という形でやった場合に、微妙にずれているところでもかなりの不都合があるので、法テラスとの調整と、あるいは日弁連、法テラスとして、国との間で弁護士が一貫した被害者保護といいますか、そういう方向で動けるようなことをトータルで考えるべきだろうと思っています。

○武内弁護士 被害者の方々をステレオタイプに見るべきではないという高橋先生の意見に賛成いたします。実際に現場で数多くの被害者参加事件を経験した立場からすると、本当に被害者の方のニーズというのは千差万別であると理解しております。ですから、今後も被害者参加弁護士として活動するに当たっては、個別の被害者の方のニーズを取り違えることなく、被害者の方が御自分で訴訟行為をやりたいという御意見は、きちんと尊重するように心掛けたいと考えます。

あと一点、先ほど、弁護士会の研修が行き届いてないというような御発言を頂戴したところですが、少なくとも日弁連あるいは私が講師をやった研修で、弁護士が訴訟行為をやるべきであるという指導を行っているということはございません。誤解を招かないように付言させていただきました。

○香川最高裁判事局第一課長 裁判所の立場も一言御説明させていただきますと、被害者参加弁護士と被害者参加人の関係の在り方ということについて、裁判所は何か特定の意見を持っているということは特にございません。ただ、被害者参加弁護士がどこまで活動するのか、被害者参加弁護士と被害者参加人の有様というのは、実態としてはいろいろな形があり得るのかなと思っておりまして、常に高橋弁護士のような被害者参加弁護士であれば、被害者参加人御本人でも大丈夫だろうということで、御本人から質問していただくのかもしれないけれども、裁判所としては、いろいろな有様のある被害者参加弁護士と被害者参加人との関係の実態をよくよく見極めながら、どのような訴訟指揮が望ましいかということ、個々具体的な事件で考えているのではないかと思われるということは、付言させていただきます。

○加藤刑事法制管理官 御指摘のありました被害者の方々のニーズは千差万別というか、いろいろなニーズがあるということは、法務検察としても心得ておくべきことだと存じますので、御意見承りました。

○武内弁護士 論点整理表では、「複数選定する場合を認めるべきか」という立て方になっておりますけれども、こちらに関しては、そもそも複数選定が認められないものではないという理解をしていますので、裁判所において個々の事例に応じて適切な選定がなされることを希望しております。その中で、現場で担当している弁護士として、複数選定を特に認めてもらいたいケースとしては、例えば裁判員裁判のように、連日の集中的な開廷の場合、被害者参加弁護士が1名であると、どうしても限界というか、全ての期日に同席する

ことが事実上難しい場面がございます。公判に在廷することが必ずしも義務的でないという点もありますし、また、そこにきちんと時間を調整して来るのが弁護士としての職責であると言われれば返す言葉もございませんが、往々にして、被害者参加弁護士の日程等を完全に把握して期日指定がなされていないケースも少なくないことですから、公判期日に在廷することの実質的な保証という意味で、審理期間の長い事件に関しては、複数選定について弾力的に認めていただけると有り難いと思います。

それから、もう一つ、複数選定の必要性が顕著に出てくるケースとしては、公判の係属地と被害者参加人の居住地が離れている場合、いわゆる遠隔地のケースだと思えます。顕著な場合というのは、殺人事件、傷害致死事件といった被害者が死亡しているケースですけれども、被害者が亡くなったケースの場合、御遺族が必ずしも公判係属地ないしその近隣に居住しているとは限りません。現に私が担当したケースでも、都内の大学に通っておられた、あるいは神奈川県内の会社に勤務しておられたという方が亡くなったときに、御遺族が東北地方であったり、あるいは東海地方、九州地方といった遠隔地に居住しているというケースもございました。

そういったときに、法テラスの枠組み等の現実的な壁はあるかもしれませんが、御遺族の居住しているところで御遺族が打合せをしやすい弁護士1名と、実際に公判に先立って検察庁あるいは裁判所と意見調整をやったり、記録の閲覧・謄写を含めた細かな事前準備を担当する弁護士という形で、それぞれ弁護士が付くと、充実した審理の準備が可能になるのかなと思っています。

なお、そのようなケース、現在も私を含めて多数の弁護士が経験しておるところですが、通常、公判係属地の弁護士が国選被害者参加弁護士として選定されて、御遺族の居住地の近くに事務所がある、すなわち、公判に先立って様々な相談を受けたりする弁護士は、日弁連の被害者法律援助制度を使って、言わばお金の掛からない私選の弁護士として付いておるといふような形で使い分けをしているのが実情ではないかと思えます。実務ではこんな工夫をしておりますということの紹介を含めて、発言をさせていただきました。

○香川最高裁判事局第一課長 一点目でございますけれども、原則論といたしましては、一巡目の議論でもお話しいたしましたとおり、個々の事案に応じて裁判体が判断するというところで、当該事案で複数の選定が必要であるということが具体的に疎明されれば、複数選定をしているのではないかと認識しているところであります。もっとも、期日に出席でき

ないので複数選定してほしいということだけで複数選定をしているかどうかということまでは把握しておりませんので、個々の事案でいろいろな事情を考慮してやっているのではないということしか申し上げられません。

異なる弁護士会に所属する弁護士を複数選定している例につきましても、全部知っているわけではございませんので、もしかしたらあるのかもしれませんが、少なくとも今現在、刑事局では承知しておりません。

○加藤刑事法制管理官 第1の8はこの程度にさせていただきます、第1の「9 その他」へ進ませていただきます。そのうち、まず一つ目の丸、「被害者参加制度における被害者参加人への配慮の在り方」のうち、一つ目、「被害者が参加しやすい公判期日の設定の在り方」について御意見を伺いたいと思います。

この論点について、まず中村からこれまでの御議論の概要を紹介させていただきます。

○中村刑事法制企画官 公判前整理手続が行われる場合につきましては、別途、公判前整理手続と被害者参加制度というところで御議論があったかと思いますが、公判前整理手続が行われない場合についてでございますが、裁判所の運用例として、「公判期日の指定前に被害者参加の申出があったときは、検察官を通じて被害者参加人が在廷するのか、どういう訴訟行為をするのか、時間はどれくらい必要かなどを把握して、了解を得て期日を指定するということが一般的に行われている。」という御紹介がございました。

また、検察での運用例といたしまして、「被害者参加人の都合を聞いた上で、それを裁判所に伝えるという運用を行っている。」という御紹介のほか、「第1回公判期日を指定された後に被害者参加の申出がなされた場合、御希望に添えないときもあるけれども、被害者参加されるであろう方との意思疎通を充実させていきたい。」との御説明がございました。

これらを踏まえまして、更に付け加えるべき点がございましたら、よろしく願いいたします。

○奥村弁護士 公判前整理手続が行われていない事件の期日設定で、たまたま私、つい最近、経験をしましたが、なかなか裁判所から第1回公判期日調整が来ないので、どうしたのかと聞いたら、被害者参加があるという話なので、そちらの日程を検察官と調整をしていて、並行してなんだろうけれども、その上でという話があった。実務的にはそういうことで、それなりにやられているのかなと思いますけれども、思ったのは、それによって期日が遅

れるということに関しては、もちろん裁判所が一番気にされていることだと思いますけれども、被告人・弁護人の側としても、やはり迅速に進めるということはみんなの利益なので、それによって期日設定が遅れるということに関しては避けなければならないので、一層の努力を裁判所、検察庁、被害者参加人の方々が協力していかなければならないのだろうとかなり思いましたので、一応紹介しておきます。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 もちろん、現在、裁判所から被害者あるいは被害者参加弁護士に対して期日について打診はあるのですが、やはりまだまだ多数派のやり方は、最初に弁護人と検察官と裁判所で期日を決めて、その期日はどうかと後日、被害者側に打診してくる方法です。いったん三者で都合が良いとされた期日をこちらで否定するのは、難しいです。心証を悪くするのではないかと心配してしまいます。ですから、そういうやり方ではなくて、是非とも、決める前に被害者参加人にも打診していただきたいと思っております。

○前田犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）代表 関連して、被害者が刑事裁判参加するための配慮ということで、一点、別な視点から指摘をしたいと思えます。

被害者参加する場合の職場の休暇等の扱いに関することです。これも北海道での具体的な事例を通しての意見ですが、その切実性のある実情を知ったのが今年に入ってからでしたので、一巡目の論議の中では述べられませんでした。事例は、第8回会議で公判前整理手続の改善問題に関連して述べた交通犯罪事件です。御遺族は当初被害者参加は考えていなかったのですが、公判直前になって、加害者側が致死罪は認めない、致傷は認めるという、極めて身勝手な主張をしてきたために、これは被害者参加しなければ駄目だと、第1回公判後に急遽、本当にやむなく被害者参加を決意されて、亡き御主人の代わりに闘っているという事例です。

そこで新たな問題なのですが、被告人側が鑑定等の証拠提出を予定しているということもあり、かなり長期にわたることが予想される裁判なのです。その公判廷に被害者参加しなければならないといった場合に、被害者の方の職場での扱いが年次休暇になるわけです。この方は地方公務員なのですが、職場の理解を得るのが大変だと。せめて年次休暇ではなくて、特別休暇扱いということになれば、精神的にもどれほど楽かと私の方に言われました。同僚に直接掛かる遠慮や気苦労の大きいことが大変よく分かるのです。

それで、現在、国家公務員の服務等について定めた人事院規則、これを調べてみました。

法務省にも聞いてみました。裁判員や証人が裁判所等に出頭する場合は、特別休暇扱いというふうに認められていますが、被害者参加人についての規定は全くありませんので、年次休暇扱いにとどまっているということです。意見ですが、民間企業においても休暇等の扱いは、公務員の定めに準拠しているところが多いと思いますので、この問題を重視していただき、国家公務員を始め、公務員の休暇の規定に、被害者参加人の場合も申出があれば特別休暇扱いできるというふうに、人事院規則などの関係法令や規則の改定を是非急いでやっていただきたいのです。

人事院規則15-14第22条に特別休暇の定めがありますが、種別の中に、先に言いました裁判員として出頭する場合や選挙権など公民権の行使があります。結婚とか家族の看護というのもあって、第1号から第18号まで非常に多岐にわたっているわけです。ここに被害者参加人として在廷する権利を行使する場合を付け加えることは全く合理的ですし、必要不可欠だと私は思います。

これは繰り返しになりますが、被害者は相手の不法行為等によって、理不尽な人身被害を強いられているのです。そしてさらに、真実発見に寄与するという公的役割も担うわけです。その意味では、裁判員や証人として出頭を命ぜられるのと同様な公的側面を持つと私は思います。その立場を強いられてやむなく法廷に出る被害者であるのに、その規定がなく年次休暇扱いというのは、私は余りにも冷たい扱いだと思います。この課題も、急遽^{きよ}ですけれども、被害者参加人への配慮の在り方の課題の一つに是非位置付けていただきたいと思います。

○加藤刑事法制管理官 人事院規則についての御発言ですので、法務省で手当てができる中身ではないものですから、今の御意見については、どういう方策が採れるか、適切なのかということを含めて、お預かりして検討させていただきます。

それでは、この点につきましては、この辺りにさせていただきます。二つ目でございます。「検察における被害者参加制度等の説明の在り方について」であります。ここでは、被害者参加制度などの被害者に関する刑事手続等に関する制度そのものの説明の在り方、あるいは検察官の権限行使に関する説明などについても御議論を頂いたところです。

この点につきましても、前回までの議論の概要につき、中村からまず紹介させていただきます。

○中村刑事法制企画官 「検察における被害者参加制度等の説明の在り方」につきましては、

「被害者は、事件直後の混乱した状態では、制度に関する説明を聞いても頭に入っていない場合もあるので、何度も制度の説明を繰り返し行うとともに、後に確認できるよう、パンフレットなどを必ず渡してもらいたい。」という御意見がございました。

また、検察庁での説明の運用の状況につきまして、『『被害者の方々へ』というパンフレットを作成し、捜査・公判の流れに従って制度の説明を行うとともに、刑事手続の各段階に応じて御希望の有無を確認し、質問を受けるなどして、詳しく説明するという運用を心掛けています。』という説明がありました。

なお、本日、卓上にもお配りしているパンフレット、「犯罪被害者の方々へ」ですけれども、これは以前お配りしたのから改訂作業を行いまして、平成26年3月からお配りしているものでございます。主な改訂点について御紹介いたします。

まず、最初の2ページでございますが、被害者の方々からよく寄せられます御質問につきまして、どのページを見ればよいかということに記載いたしました。その後の4ページ、5ページには、刑事手続の流れに従って、どこに何が書いてあるのかを分かりやすく示すなどの工夫をいたしております。29ページでございますが、昨年、法改正のありました国選被害者参加弁護士の制度や被害者参加人のための旅費等の支給制度を掲載いたしております。また、例えば58ページでございますけれども、関係機関・関係団体などにおけます被害者支援ということで、関係機関・関係団体の連絡先などを掲載しております。このようなところを今回改めております。

次に、検察官の権限行使に関する説明についての一巡目での御意見を御紹介いたします。

「検察官の権限行使に関する説明に関し被害者などの方々から要望の多いのは、公判前整理手続の段階で尋問を請求する証人の人選、また、取調べを請求する証拠の選定に関するものだと思われるので、できるだけ要望を取り入れてもらいたい。」という御意見、また、「上訴に関する説明を、検察官から積極的にもう少し丁寧にしてもらいたい。」というものがございました。

○加藤刑事法制管理官 後ほど御意見いただくときにパンフレットについての御意見を頂いてもよろしいかと存じます。

この点に関しまして、熊谷弁護士から、被害者参加人と検察官との関係の在り方という点にも関連して、以前、参加いただいていた望月理事から御発言のあった、被害者支援のための各機関の連携についての御発言を頂けると承っておりますので、熊谷弁護士、

お願いできますでしょうか。

○熊谷全国被害者支援ネットワーク理事 今の点、私たちも非常に大事な点だと思っておりますので、特に意見を言いたいということでお時間を頂きました。

1回目の議論のときに、被害者参加制度の説明に関連して、一度聞いても、被害直後であると、混乱していて忘れてしまうこともあるし、十分な理解ができないままに終わってしまう場合もあるので、折に触れて説明をすることが大切だということを申し上げたいと思います。この点についてよりもう少し深く考えさせていただきたいと思います。

なぜ何度も説明するのかというと、被害者支援の実効化あらしめるためとか、実際に被害者参加を選択した場合には、あるべき訴訟活動がきちっとできるようにするためということに行き着くわけですね。そう考えますと、単純に制度の説明について考えてみても、警察官、検察官、弁護士あるいは裁判所の職員が単独で説明するというだけでは、しないよりはいいですけども、なお不十分ではないかと考えております。

長くなるので簡単にお話ししますと、被害者は被害直後、それから被害を実感してから、精神的な混乱や喪失感にさいなまれている時期、更には回復に向かっていく時期など、様々な時期に応じて、気持ちや考え方、心情、刑事裁判に対する自分の考え方が変わっていきます。さらに、捜査の進展状況や被疑者・被告人の態度、それとか御遺族の場合には、命日や月命日が近付いてきたときなどによっても大きく変わっていきます。ですから、このように被害者の気持ちというのは常に変わっていきますので、最初のうちに説明をしたからそれでいいとか、早い頃に2、3回説明があったからそれでいいと考えるのは不十分であると言わなくてはいけないなと思っております。早い頃には、「刑事裁判に参加できますよ。」と言われても、「もうそれどころではありません。」という方もいますけれども、時間がたって被疑者が検挙されて刑事裁判になると、その段階に至って、いろいろ考えているうちに、やはり参加をして言いたいことを言いたいという方も出てきます。

そこで、犯罪被害者等基本法を見てもみますと、第3条第3項には、犯罪被害者等のための施策は、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れなく受けることができるよう講ぜられるものとする、このような規定が設けられております。このような規定も、被害者の置かれている状況が刻々と変わって、それに応じてニーズも変わってくるから、それに合わせた途切れのない支援が必要なんだということをはっきり明言しているものだと思います。ですから、刑事裁判、刑事司

法の場面においてもこのことはそのまま妥当しますので、被害者の支援に当たって、例えば被害者参加制度の説明ということの一つとっても、途切れのない支援に合致するように考えていかなければいけない。

そうすると、警察、検察、裁判所の職員の方や弁護士がそれぞれ説明するというのも大切ですが、ただ、それぞれ形式的に説明するだけではなくて、その間には連携というものがなくては、十分ではないと考えております。その連携に関して、どういうふうになればよいかということが一番大事なことになるんですけども、残念ながらまだ各機関や関係者がうまく連携ができてないという例が散見されますので、私もどうすればよいかいろいろ考えてみました。

すると、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律、いわゆる犯給法と呼んでおりますけれども、この法律によりますと、第22条第1項で、警察署長等は犯罪被害者に対し情報の提供、助言及び指導、警察職員の派遣、その他必要な援助を行うように努めなければならないと、そういった規定がありまして、また、第23条第4項では、公安委員会が指定する犯罪被害者早期援助団体に対し、犯罪被害者の同意を得て、当該犯罪被害者等の氏名及び住所、その他当該犯罪被害の概要に関する情報を提供することができる、こんなような規定がございます。この規定に基づいて、全国被害者支援ネットワークに加盟している被害者支援団体に警察から情報提供が行われ、具体的な支援につながっている例もたくさんございます。今回ここにお集まりの皆様は警察の機関の方ではございませんので、このような規定が直接適用されるわけではありませんけれども、被害者の同意が得られれば、常識的な範囲で他の機関に情報提供するということは、明文の法律がなくても許されてしかるべきだと思います。

ですから、まず被害者のお話を早い段階で聞く警察や検察官が、被害者の事情や状況を聞いて、適切な支援が必要なのだと認めた場合には、適切な機関に御紹介することを積極的に考えるべきだと思います。単に被害者に「ここに電話するといいよ。」と言うだけではなくて、「こういう組織があるけれども、連絡してみませんか。」とか「必要ならば私がちょっと電話を掛けて、尋ねてみますよ。」とか「取り次ぎしますよ。」というぐらいまでをして、被害者の同意を得た上で、ある程度の情報を、例えば被害者支援団体であるとか、例えば弁護士会のしかるべき部署であるとか、そういうところに伝えるということができれば、その情報を得て、先の機関で被害者により有益なこと、何ができるかというのを考

えた上で支援ができるのではないかと思います。

そして、そういったことを、誰でも理解し実行できるようにするためには、今申し上げたように、被害者の同意を得て、被害者支援に資する機関に情報提供ができる旨の規定を、将来的には、刑事訴訟法が適切かどうかはともかく、規定を設けるべきと考えます。情報提供できる機関は具体的には政令で定めるとかそういう方法で、早期支援団体であるとか、今、性被害のワンストップセンターなども幾つか立ち上がっておりますので、そういうところで適切なところであるとか、弁護士会のしかるべき部署であるとか、法テラスなどを選んでいくことができればよいと思っております。

そのような形で、各機関の連携が取れると、それによって、被害者をただたらい回しにするだけではなくて、被害者が今何を求めているのかということをしちんと一定の情報とともに申し送りをすることができますので、それによって次の機関が被害者の話を聞くこともできますし、被害者支援団体でしたら、そこで被害者のお話を聞いて、必要であればまた検察官なり裁判所の職員の方なりに事情をお話することもできます。こういうことができれば、被害者参加制度の説明も十分にできるようになります。検察官一人にやれと言っても、それは限度がありますから、こういう連携を通じて実効化できるようにすることが大切だと思います。

このように連携が取れるようになれば、ある日突然被害者が「参加します。」と言ったときにはもう期日が決まっていて出頭が難しくなるようなことも、少なくなるのではないかと思います。早いうちに被害者支援をする方々が適切に関与していれば、裁判を傍聴する、被害者参加をするというニーズが高いということであれば、事前に検察官などに伝えるということも可能になると思いますので、そういった観点から、ちょっと話が広くなりましたけれども、各機関の連携、被害者の同意を得ての一定程度の情報の提供、そういったことを是非広めていっていただきたいと思っております。

○加藤刑事法制管理官 ありがとうございます。各機関の連携は大変重要だというのは、検察、法務省でも認識しているので十分に対応できるように考えたいと思います。その一つの例として、検察庁におきましても各機関との連携に関して、東京地検でこの4月に犯罪被害者支援室というのが発足しております。その御紹介を含めて佐藤参事官から発言させていただきます。

○佐藤参事官 それでは、ただ今熊谷弁護士からもお話ありました関係機関の連携に関して、

東京地検においてこの度発足しました犯罪被害者支援室について御説明したいと思います。

東京地検では、犯罪被害者の方々への保護・支援をより一層充実させるため、本年の4月から犯罪被害者支援室を発足させました。主な業務内容ですが、関係機関や専門家等との連携・協力を始めといたしまして、東京地検における全庁的、また横断的な各種施策の充実・強化を行うとともに、個別事件におきまして、被害者の方に対する保護、それから支援なども行っております。個別事件における被害者の方々に対する保護・支援ですが、こちらにつきましては、基本的には捜査部、それから公判部等の担当が行っているところですが、これを補完するために、個別の被害者の方から相談を受けたり、あるいは関係機関や専門家による保護・支援を紹介する、あるいは必要に応じてそういった機関への付き添いなども行うこととしています。

例えば、犯罪被害者支援室は、犯罪被害者の方々が弁護士による法律相談を希望する場合には、直ちに日本司法支援センターの東京地方事務所、法テラス東京ですがあるいは東京の三弁護士会、こちらに連絡しまして、これらの機関から当該犯罪被害者の方の希望にかなった弁護士の紹介を受けて、これを事件を担当している検察官あるいは検察事務官から被害者の方に伝達しているということをしております。また、被害者の方が希望する場合には、警視庁の犯罪被害者支援室に連絡をしまして、犯罪被害者給付金の受給手続について教示を受けられるようにすると。こういうように取り計らっているということもしております。

さらに、被害者の方々が裁判所等への付添いあるいは心理カウンセリング、こういうことを必要としている場合には、被害者の方々に対しまして、被害者支援都民センターの犯罪被害者相談員、それから東京臨床心理士会の災害・犯罪等専門委員、こういった委員による保護、それから支援の内容を説明しまして、更には当該機関への付添いを行うこととしています。

また、こうした取組を更に充実させるということで、関係機関や専門家等との連携・協力としましては、先ほどの警視庁、法テラス東京あるいは東京の三弁護士会、被害者支援都民センターとの間で協力体制を更に強化することとしておりまして、そのほかにも被害者の保護・支援について助言を頂くということから、外部の識者に協力要請をする。そのほか、必要に応じて、東京地検で取り扱う個別の事件につきまして、被害者の方々に心理カウンセリングをしていただけるよう、東京臨床心理士会の災害・犯罪等専門委員にも協

力をお願いしているところでございます。

今後、多方面から被害者の方々の保護・支援を図ることができるように、それ以外の公的機関あるいは犯罪被害者等支援団体、こういった民間団体との間でも相互に連絡・協力関係の構築に努めていくこととしております。

○加藤刑事法制管理官 東京地検の取組は、緒に就いたところなのですが、先ほど熊谷弁護士からも御発言ありましたが、被害者支援ネットワークのノウハウですとかお知恵もお貸しいただくことが適切かと思いますので、そこはよろしく願いいたします。

○熊谷全国被害者支援ネットワーク理事 できる限りの協力をいたしますので、今の制度を是非発展させていただきたいと思います。

○加藤刑事法制管理官 それでは、今の熊谷弁護士の御発言あるいは佐藤参事官の説明も含めまして、先ほど御紹介いたしました前回の検察における被害者参加制度等の説明の関係で、更に御発言がおありの方おられましたら、御発言ください。

○武内弁護士 まずは、東京地検の取組の御紹介をありがとうございました。熊谷先生がおっしゃったことは全く同感でして、やはり検察が説明をするということはもちろん望ましいことですが、検察官、検察庁だけが説明に任じるものではないと。関係機関が連携して、それぞれ相互に補完し合いながら被害者支援の実効を上げていくというのは、とても大切な考え方だと思います。

ただ、東京地検がそういった取組を始めた、あるいは、神奈川県では条例に基づいて被害者の方々への総合的な支援を提供している、また、和歌山県や高知県といった各地の弁護士会が法テラスと連携をして総合的な支援の提供というのを取り組んでおりますけれども、現時点ではそういった形で各地、実情に応じて、できるところからできる範囲で支援の形を広げていくというのはとても大事なことです。限界としては、地域ごとにばらつきが生じてしまうのではないかと、仕組みが違ってしまわないかというところが一つ問題として最後に残るのかなと思っております。

また、東京地検のように、捜査・公判を担当する機関が被害者支援の調整役になっていた場合、やはり時期的な限界というのがどうしても出てくるだろうと思えます。刑事裁判が終結し確定した後も、東京地検が主体となって様々な被害者支援のメニューを提供できるかという、これはどうしても所管の問題、時期的な限界というものも出てくるでしょう。そうすると、最終的には、地域的な偏在性を伴わない全国的な形で、かつ、捜査・公判と

いった時期的な区切りにも余り左右されない、言わば犯罪被害者庁というべき、全国的にかつ途切れのない支援を提供できるハブとして機能し得る機関というのが、将来的な創設が望まれるとの感想を持ちました。

もう一点、「犯罪被害者の方々へ」というこの検察庁のパンフレット、実は先行する前の版のときから弁護士会は非常に高く評価をしております、私も事務所で被害者の方々へ制度の説明をするときには、常に手元にこのパンフレットを置いて説明をさせてもらっております。今回の改訂も、とても内容の充実したものになっていると思います。

ただ、3ページ、目次を御覧になればお分かりのとおり、近年の被害者支援施策の充実とあいまって、このパンフレットの記載内容も非常に多岐に及んでいるというところです。これだけのものを網羅的に作られるということは大変な御苦勞だったろうなと思いますが、書いてあることが増えれば増えるほど、そして専門的になればなるほど、いわゆる法律の素人の方が読んだときには、むしろ分かりにくい印象につながってしまうところは避けられないかと思います。そういったときに、こういうパンフレットに記載された内容をかみ砕いて説明する、あるいは必要な時期に必要なことを過不足なくお伝えするというのは、これはむしろ弁護士の得意分野というふうに自負しております。それを考えると、新しい版をお作りになられるときには、関係機関・団体等における被害者支援のところに、「各地の弁護士会の相談窓口」という項目を是非載せていただきたいと思います。59ページに、正にあつらえたように空欄がございますので、御指示願えれば、私、即座に起案いたしますので、今後御検討いただければと思います。

○加藤刑事法制管理官 ありがとうございます。関係部署に伝えておきます。パンフレットに関する御評価ありがとうございます。

○奥村同志社大学教授 私も先ほどの熊谷先生の御発言に賛成いたします。私も京都の早期援助団体に関わっております関係から、従来からワンストップサービスというのが大事だと認識しており、京都の支援センターも京都市の総合相談窓口をしているわけです。このサービスは、一方で警察や検察が、それぞれ通知制度や連絡制度などを通して被害者支援が行われてきたことと関係します。通知制度ができて以来、支援センターのボランティアが被害者の依頼で検察庁への出頭に付き添うわけですが、検察官の御説明が非常に分かりやすくなり、非常に丁寧になったということで、高く評価しているところです。

そこでちょっと伺いたいことは、現行の早期援助団体、いわゆる指定団体との連携によ

り、警察から被害者の捜査情報に関わる情報も一部含めた情報がリファーされてくるわけですが、これは早期援助団体という法的な根拠がある組織であり、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条第4項に基づいて行われているわけです。伺いたい一点目は、ワンストップサービスをする、いろいろな行政機関とか民間団体も含めて、種々の団体とか関係機関が絡んできますが、犯罪被害者のプライバシーや捜査情報の一部を含んだ情報の共有の程度をどのように線引きするのかという問題です。関係機関は基本的に全て同じ情報を共有するのか、それとも機関によって情報提供の差が出てくるのでしょうか。検察の場合ですと、捜査情報とかが入ってくるわけですよ、それをワンストップサービスで被害者情報を共有するといった場合に、提供される情報の内容、範囲を線引きするのかという問題が一つあるかなと思います。

それから第二点目は、先ほど佐藤参事官がおっしゃった東京地検での取組として、犯罪被害者支援室というのができて、大変興味深いお話でありますけれども、今現在は、東京地検だけの試みであるようですが、今後、地方の検察庁においても取り組んでいかれるのか、予定はおありになるのでしょうか。武内委員がおっしゃったように、全国でのばらつきのない支援体制の構築が必要になってくるだろうと思います。その辺をどう考えられているのかというところをちょっとお伺いしたいと思います。

○佐藤参事官 今、奥村教授から二つ御質問を頂きまして、一つ目は、ワンストップサービスということで、様々な行政機関であったり団体に対してどれだけ捜査情報を提供できるかということだと思いますが、警察が行うことも含めてとなると、一般的なことを申し上げなければならないのですが、通常、公判に出される前の捜査情報については、原則としては、刑事訴訟法第47条がございますので、公開できないという、そういう類いの情報なんだろうと思います。もちろん、第47条ただし書というのがあって、公益上の必要等があって、相当と認められる場合には開示することができ、その際には情報の中身、関係者の名誉であるとかプライバシーであるとか、あるいは捜査・公判への影響・支障、こういったものを勘案して提供するというのが一応の仕組みになっているわけです。

これも個別の事件によって、どの情報が提供可能かという違いはもちろんのこと、判断主体がどこなのか、警察なのか検察官なのかという違いもあるわけですが、それを線引きして、ここまでは良いとか、あるいは相手方で線引きするというのが、どこまでできるかというのがなかなか難しい面があるのかなという感じは一つしております。

それから、ちょっと先ほどの東京地検の話がありましたので、それも分かる範囲でということなのですが、4月からこの東京地検で被害者支援のための部門といいますか取組、体制ができたわけですが、では、これが果たして全国的にできるかということ、やはり全国の検察庁の状況や体制にもよるのかなと。4月から東京地検で一応始めたところでもありまして、その辺を見ながら、これから各庁の実情に応じて考えていくというのが現時点でのお答えになるのかなと思います。

○奥村同志社大学教授 それに関連してもう一点よろしいですか。東京地検での支援室の担当の方は、専門の方、どういう方がなさっておられるのか。

○佐藤参事官 現在の体制であります、専属で検事が1名、それから検察事務官が5名、それと被害者支援員が4名ということでございます。

○奥村同志社大学教授 支援員という方は、ケースワーカーとかそういう方面の資格を持っておられる方ですか。

○佐藤参事官 検察庁の被害者支援員ですので、基本的には検察庁の元の職員がその支援員になっているということでございます。

○加藤刑事法制管理官 外部の有識者に御意見を伺っているのではなかったでしょうか。

○佐藤参事官 そうですね。先ほど少し説明の中で申し上げましたけれども、職員以外にも外部の識者の方々からお話は当然伺っておりまして、臨床心理士の先生ですとか、そういった方々からお話を伺いながら進めているという状況です。

○奥村弁護士 私も被害者支援に関する関係機関の連携とかワンストップサービスといいますか、ワンストップで情報が入るということは好ましいと考えています。それで、被害者支援というのは、いろいろな支援制度全体が被害者支援のために使われると。要するに、総合的なものだということです。その全体の支援をきちっとやっていないと駄目なのであって、我々の立場から特にいきますと、刑事裁判に対する参加というのが中心ではないんだろうというぐらいに思っています。認識が若干違う方もおいでになると思いますが。

それで、そういう観点からこのパンフレットについてあえていろいろ意見を言いますと、確かに内容はそれなりに充実していると思いますけれども、今言った連携、ワンストップ、それから、より全体的ないろいろな制度が総合的なものだという観点からいきますと、検察庁が作られているので仕方がないのかもしれませんが、刑事裁判と被害者参加制度のものがずっと前へ来ていて、その他の支援制度、その他の被害者支援というのは目次の項目

8ですね。50ページからということになっている。これはやはり総合的に考えると、もっといろいろな制度があるんだよということで、一部に偏っている可能性があると考えるのが一つ。

それから、検察庁が作られたものなんだけれども、ワンストップで連携だということなので、やはりもっと早い時期に、例えば被害が発生した段階から、例えば弁護士が早く関わる、被害者支援団体が早く関わることを考えると、当然もっと早い段階で弁護士会の紹介とか被害者支援団体の紹介とか、そういうものをどんどん入れていくということがあってもいいのではないか。検察庁、よければそういうところを教えますよというところが幾つかはあるんですけども、もっときちっと明記すべきだ。それをやるときに、先ほど武内さんは、確かに内容はいいから、そのとおりでと思うんですが、日弁連の被害者支援委員会としては、検察庁と協力して、もっとワンストップ、連携したパンフレットを作るぐらいのことを、予算の問題もありますけれども、考えるべきであって、喜んでばかりいてはいかんと非常に感じます。

それから、細かな記載では若干の意見もありますけれども、とにかくパンフレットそのもの、中身はいいとしても、もっと総合的な支援をきちっと出していく、弁護士会あるいは被害者団体をもっと前に出していく、総合的な被害者支援を時系列的に説明すると、そういうようなパンフレットを更に工夫されたらいいのではないかと思います。

○加藤刑事法制管理官 御指摘、参考にさせていただきます。ありがとうございました。

○大澤東京大学教授 先ほど来、御発言が出ている被害者の総合的あるいは継続的な支援の体制をきちっとしていかなければいけないという点は、私もそのとおりでと思います。ただ、ちょっと引っ掛かった点として、やや言葉尻を捉えるようで恐縮な感じもしますが、先ほど熊谷先生から、被害者の気持ちというのは刻々と変わるんだというお話があって、それをきめ細かくくみ上げていくことが必要なんだという御紹介がありました。全くそのとおりでと思いますし、刑事裁判の前後を通じて、そういう心理的なケアをきちっとできるようにしていくということは、非常に大事なことだと思うのですが、ただ、その刻々と変わっていく気持ちをきめ細かくくみ上げるという取組は、刑事裁判への参加との関係でもやはり刻々とやらなければいけないという御趣旨のようにも伺えたわけです。

刑事裁判というのは一つのハードな社会的制度としてあって、ある時点で争点を決めて、公判期日を決めて、そしてスタートすれば、計画的に進めていく、そういう一つの社会的

制度として存在しているのだらうと思うわけです。そうすると、その中で刻々と変わる被害者の気持ちをどれだけきめ細かくくみ上げていけるかという、そのための努力というのは必要かもしれませんけれども、どうしても一定の限界はあるのではないかと思います。おっしゃられた趣旨が、刑事裁判の参加に限らずに幅広く被害者の心理的ケアをきちっとやっっていこう、刑事裁判への参加というのは多分一部分だらうと思いますから、それに限らず、長いプロセスを通じて、そのための体制をきちっと整備しようということであれば、大いに賛成ですし理解もできますけれども、ただ、刑事裁判という部分の中でどれだけそれをきちっとやれるかという、どこかやはり限界もあるのかなということも思ったということでございます。

それから、検察官による説明の話については余り御発言がないようでありますので一言。この間、いろいろと意見が食い違うような問題も幾つかあり、そこでは、いわゆる二当事者対立構造というようなことがしきりと指摘され、その中で被害者参加というものをどう位置付けていくのかということが議論になったと思いますが、やはり二当事者対立構造の中で被害者参加人が意義ある参加を円滑にしていくというために、検察官との間のコミュニケーションが非常に大切だということは、これはどういう立場を取ろうと間違いのないところであろうかと思います。検察庁もいろいろお忙しいでしょうし、また、被害者参加という新しい制度にこれまで戸惑われてきたところもあるかと思います。少しずついろいろと実務の積み重ねの中で、一定の運用の方向というのも出てきていることだらうと思いますけれども、是非やはりより一層、被害者の存在については認識を高めていただいて、しっかりとコミュニケーションを取るということを、個人の意識の問題としてもそうですし、また、組織的な取組としても是非やっていっていただきたい、そのことだけ申し上げたいと思います。

○熊谷全国被害者支援ネットワーク理事 今、大澤先生から御指摘いただいて、ちょっと説明が不十分だったかなと思う点がありましたので、少し補足させていただきますと、被害者の気持ちは刻々と変わって行って、それに途切れない支援をしていこうというこの方針はいささかも変わることはないんですが、一方で、刑事裁判ということになれば、被害者のためだけにやっている制度ではありませんので、そこはおのずから限界があると思います。例えば、もう既に裁判のプログラムが組まれていて、被害者参加人の意見を述べる時間が15分と決まっているのに、前日、「気が変わったから1時間ください。」と言っても、

それは無理な話でして、やはり当然限度というものがあると思います。

私は今この場では、既存の刑事訴訟法の考え方を大きく変えることなく、被害者の支援に充実させたいと考えておりますので、今日発言した趣旨をこの刑事手続に限ってお話ししますと、例えば期日の問題であるとか、被害者の法廷で行うことを希望する訴訟活動やその時間等を決めていくに当たっても、例えば捜査の初期の段階で被害者の意見をちょっと聞いて、説明をただけで、それっきりその後の支援がなければ、いざ第1回期日の始まる直前になって、「やはり参加します。」と言われてしまったり、やはりこうしたいなどといった意見が出されたりして、いろいろと混乱が生じかねません。そこで、途切れない支援をして、きめ細かな支援ができれば、そういう混乱も少なくなつて、今の刑事裁判制度にもよりよい形で被害者が参加していくことができるのではないかと、そういうことを考えています。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 確かに、公判段階になって、公判担当の検察官からの説明は非常に充実していますし、以前に比べると随分変わったとつくづく思っております。ただ、その中でやはりどうしてもブラックホールのように落ちてしまっている部分があるのです。それは何かといたら、副検事です。副検事は、いまだに、全く駄目です。特に、捜査段階に副検事の対応は旧態依然たるものです。

平成18年の法制審のときに、検察官が被害者に説明をするということで、刑事訴訟法第316条の35を設けると同時に、被害者参加しない被害者あるいは被害者参加の対象ではない事件の被害者に対してもきちんと説明をするということで、平成20年3月24日付けで最高検から通達が出ているはずですが、被害者参加対象事件に限らず、全ての被害者に対してきちんと説明をし、特に起訴・不起訴の処分を決めるときには、一方的に決めないで、被害者の意見をきちんと聞いてからやるとなっていますが、いまだに、交通犯罪はそうならないです。

また、交通犯罪で、捜査段階から被害者の支援の弁護士が付いて、検察官に説明を求めたいと言っても、非常に面倒くさがって、会うことすら嫌がる副検事もおられます。公判段階の殺人事件などの正検事の対応は大分変わりましたが、交通犯罪の捜査段階の副検事、これは「ひどい」の一言に尽きます。ですから、この部分についても何とかしていただきたいというのが要望です。

○片岡最高検察庁検事 前回、控訴審の検事について御指摘があったことから、別の機会で

すが、高検の総務部長との会議の機会に「高検の検事、まずは被害者参加制度をよく詳しいことまで知らない検事がいるって指摘受けているから、勉強し直せって言ってくれ。」ということや、「体制的にちょっと弱い点があるなら、見直してくれ。」と指摘させていただきました。今日はまた副検事について御指摘がありましたので、また機会があったら、そういう御指摘があったことはお伝えさせていただきたいと思います。

いずれにしても、今御指摘ありましたように、制度としては、当然、通達類も含めてそういうことを前提にしていることがありますので、それが徹底してないという御指摘であれば、それはもちろん改めていかないといけないと思います。

○熊谷全国被害者支援ネットワーク理事 今の件に関連して一言だけ申し上げたいんですが、確かに私どもも被害者支援に関わっておりまして、交通犯罪の御遺族というのは大変多いです。それで、やはり副検事さんが担当になった場合に、俗に言う当たり外れが大きいんだという声があります。いい方はすばらしいけれども、本当にけんもほろろにされたといった話が私の下にも全国から寄せられています。

それで、私は、今ここで検察批判を展開するつもりは全くなくて、被害者支援を充実するに当たって、検察庁で、交通犯罪の被害者に対する対応を今まで以上に力を入れていただければ、より被害者、あるいはもっと言えば国民の検察庁に対する考え方やイメージがよくなってくると思いますので、その点も是非今後の検察活動の際にちょっとだけでも頭に入れといていただけると有り難いなと思っております。

○片岡最高検察庁検事 私どもも、例えば被害者参加された方からの御要望や御意見を踏まえて、説明の仕方等について見直さないといけないところはどこかということをお勉強して、運用を見直そうとかいうように、今、被害者支援を取り巻く状況というのは、むしろそうやって日々改めていこうという姿勢になっていると思います。

○前田犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）代表 一言ですけれども、今の論議、大変有益なお話と聞いています。本当につい最近の事例で北海道でもありまして、事件としては終わっている人なのですが、検察庁の被害者担当にいろいろ聞きたいことがあるということで尋ねたところ、その対応が非常にけんもほろろだったのですね。検察庁にそういう被害者担当の方がいるからと紹介した私の信用が少しなくなったのですが、そういう実情がありますので、被害者の声はまずよく聞いていただきたいということをお願いしたいと思います。

○加藤刑事法制管理官 様々な御指摘を頂きまして、改めるべき点は改めていくということで対応したいと存じます。

○堀江京都大学教授 検察官の権限行使に関する説明の関係で、先ほどの大澤さんの御発言の後半部分とかなり重複するかもしれませんが、一言申し上げます。

いろいろ意見が対立するところがあって云々という御発言だったと思うんですが、例えば公判前整理手続に関して言えば、私自身はそこへの直接参加については、どちらかというと消極的な意見を申し上げたんですけれども、その際、例えば随時のその場でのコミュニケーションというニーズが、公判廷でのそれとはちょっと程度が違うのではないかというようなことを申し上げましたが、その前提としては、そのほかの場でのコミュニケーションを充実させることが大事だという考えもあります。また、公判前整理手続は事実解明そのものを行う場ではなくて、公判廷での事実解明の準備あるいはお膳立てをする場である、そのお膳立てへの関与の仕方は、直接参加すること以外にもいろいろ考えられるのではないかというような発言をいたしました。その点でもやはり公判前整理手続の場以外でのコミュニケーションの充実ということが非常に重要になってくる、そういった文脈から刑事訴訟法第316条の35等の説明は、重要な意味を持つのではないかと考えております。逆に言いますと、まずは既存の制度の運用を充実させることが先決であろうと。公判前整理手続への参加については、単なる傍聴はともかくとしまして、何らかの実質的関与をするということになりますと、二当事者訴訟構造との関係が問題になり得ると思いますし、また、そうした構造論はさておくとしても、様々な弊害の可能性が指摘されたところですので、そうした問題点を考えますと、まずは日常的な検察官と被害者参加人とのコミュニケーションの充実を図っていただくことが大事ではないかと思えます。

それから、規定との関係で申しますと、ここでは第316条の35の検察官の説明という議題設定がされているわけですが、この規定では、まず被害者参加人等から意見があった場合に、意見を述べた者に対して理由を説明しなければならないという形になっていて、これは法的な説明義務を課すということとの関係でこういう順序になっているんだと理解しておりますけれども、必ずしもこの第316条の35の枠に捉われることなく、むしろ検察官から積極的に、権限行使に関して説明を行うこと、それを充実させる。もちろん、いろいろな弊害とか秘密保持といった限界はあるかと思いますが、検察官の側からの、より積極的な説明の充実を図っていただく、そこに期待しているところです。

○加藤刑事法制管理官 それでは、次のテーマに進ませていただきます。「9 その他」の中の「被害者参加制度における被害者参加人への配慮の在り方」のうち、三つ目「物理的制約がある場合を除き、被害者参加人全ての在廷を認めるべきか」という論点と、それから次の「包括的黙秘権を行使する被告人に対する被害者参加人等の質問の在り方」という論点について、併せて御議論いただきたいと存じます。

前回までの御議論の内容を中村から紹介させていただきます。

○中村刑事法制企画官 まず、「物理的制約がある場合を除き、被害者参加人全ての在廷を認めるべきか」という点につきましては、「被害者参加人の出席が多数の場合、大きい法廷を確保してできるだけ出席できるように対応する、公判期日に出席する代表者を選定するよう求めるような場合であっても、出席しない被害者参加人の傍聴について配慮をする。」という裁判所の運用についての御紹介がございました。

また、「包括的黙秘権を行使する被告人に対する被害者参加人等の質問の在り方」についてでございますけれども、「弁護人が、被告人が完全黙秘であるとして、被告人質問における発問自体を許さないという意見を述べた場合であっても、被害者参加人による発問は認めてもらいたい。」、また、「黙秘権行使をする被告人に対して執ように質問することは防御権の侵害となるかもしれないけれども、数問程度の質問であればよいのではないのか。」という御意見、それから、「黙秘権が憲法上の被告人の権利であることに鑑み、弁護人は包括的黙秘権をあらかじめ行使する旨、明確に表明した場合、その表明された固い意思と矛盾する訴訟指揮は執り難いということがあろうかと思われる。」、「供述を拒否するという意思が強く表明されている場合、あえて質問するということが一体どういう意味を持つのか、刑事裁判そのものの目的、被害者参加制度全体の目的をどう捉えるのかともあいまって、問題になると思われる。」、「被告人が質問者からの質問に一切答えないということが明らかになった時点で、それ以上の質問を許すかどうかは訴訟指揮の問題ではないか。」などの意見がございました。この黙秘権につきましては、理論的な面にも及ぶ非常に白熱した議論がなされております。

これらの議論に加えまして、更に付け加えるべき点がございましたら、御発言いただきたいと存じます。

○奥村弁護士 前回も発言して、議事録には載っているのではないかと思います、一応確認的に発言させていただきたいと思います。

何回も指摘しているとおりですけれども、確かに被害者が何人かおられる場合に、被害者が多くなるというのは仕方がないのかもしれませんが、例えばある方が亡くなった場合に、その配偶者あるいは子供、そういう形で一人の被害者に関して何名も出てくるようなケースも当然あるわけです。それが何人もの被害者がいる場合、たくさんの被害者参加人が出てこられて、更に被害者参加弁護士が付かれるという状態になった場合に、しかも在廷を認める場合は、被告人の向かいのところに非常に多数の方が並ぶと、そういう事態が起こり得ると。

その事態に関して、特に弁護人の側から考えますと、その圧力なりそういうものが当然、事実上の影響はあるだろうということを考えますので、やはり刑事裁判の場ですので、被告人の防御権の行使がきちとなされるような配慮をすべきだろう。一人の被害者に対して複数ではなくて、できるだけ一人、事案事案によりますけれども、やや限定するとか、あるいは一部を傍聴席に回っていただくとか、そういういろいろな配慮は必要であろうと。この辺りは弁護人でもやはり意見は言うことになるので、裁判所と協議はできるものだと思っておりますけれども、そういう事実上の影響については是非とも御配慮いただきたいと思っております。

それから、黙秘権の問題に関しては、まとめのところで、最終的に質問を許すかどうかは訴訟指揮の問題であるというまとめ方がされております。これは、その場で黙秘している被告人に被告人質問をしようとするかどうかを、どの範囲で許してどうかというのは確かに訴訟指揮の問題、実務的にはそういうものだろうとは思いますが、その前提としては、被告人の黙秘権というのは、それは憲法上きちと認められている権利であり、それに特に理由も要らないという大前提がありますので、その大枠が掛かっていると。その上で個別の一定の範囲での訴訟指揮の問題だろうと。全面的な訴訟指揮ということはあり得ないんだろうと思っておりますので、付け加えさせていただきました。

○加藤刑事法制管理官 これらの点についてほかに御意見ございますでしょうか。

では、よろしければ、前回も多数の意見を伺っているところでございますので、この点はこの程度にさせていただきます。

それでは、次でございますが、「被害者参加人が多数の場合、物理的に法廷に入れられない者について、別室でのモニター傍聴を認めるべきか」という論点が提起されています。

この点につきましても、御議論の概要を中村から紹介させていただきます。

○中村刑事法制企画官 この点についての御意見といたしましては、「モニター傍聴が問題となる事件としては、公共交通機関における事故のような多数の被害者や御遺族がおられるような場合、あるいは被告人やその取り巻きに問題があり、被害者等へのお礼参りが懸念される特殊な事情がある場合に限られるであろうけれども、例外的取扱いとしてモニター傍聴を考えてもよいのではないか。」という御意見、また、「性犯罪の被害者について、遮蔽措置による傍聴では、被害者側から被告人が見つらいとして、別室でモニター傍聴させてあげたいという要望が聞かれる。」という御意見がございました。

一方で、「複数の被害者参加人、被害者参加弁護士が在廷を希望する場合、できる限り希望に沿う方向で在廷を許可し、仮に在廷が難しくても、傍聴については優先傍聴を認めるなど、できる限り配慮しているのが通常である。」という御説明もございました。

これらの御議論を踏まえて、更に付け加えるべき点がございましたら、御発言お願いいたします。

○加藤刑事法制管理官 モニター傍聴の関連でございますが、先回の御議論に付け加えて御発言はございますでしょうか。

では、前回の御意見で出尽くしているということで、ここもこの程度にさせていただきます。

さらに、次ですが、「被害者参加人が証人として出廷する場合、検察官との打合せにおいて、被害者参加弁護士の立会いを認める運用とすべきか。」という点でございます。

この点につきましても先回の御議論を紹介させていただきます。

○中村刑事法制企画官 この点につきましては、「被害者の精神状態が不安定なことに配慮して、被害者が証人出廷する場合の検察官との打合せの際、被害者参加弁護士が精神的な支えとして立ち会うことが大切な場合もある。」という御意見がございました。

○武内弁護士 被害者参加弁護士が精神的支えとして立ち会うことが大切だと思われるケースは、確かにあろうと思います。ただ、立ち会いの方法は、事案に応じて、あるいはそれぞれの被害者の実情に応じて、いろいろなやりようがあるのかなと思っています。私が被害者参加弁護士として関わった事件で、未成年の性犯罪の被害者であるケースでは、検察官との打合せに御両親のいずれかが立会いをされたり、あるいは警察の被害者支援室の職員や心理カウンセラーが立ち会うという方法は、実際に行われております。

また、検察官と被害者との打合せに私が同行して、面談の冒頭に担当検察官と打合せを

させていただいて、その被害者が検察官と打合せをしている間、私は待合室で待機し、打合せの休憩時間に被害者から話を聞いたり、検察官との打合せが終わったら私が検察官の部屋へ入ったりといった形で、バックアップしているときもあります。

ですから、立ち会いについて、被害者参加弁護士が必ずしも適任かどうかという問題もありますし、あるいは、常に打合せの最中、同室していなければいけないかという問題もあろうかと思えます。この辺りはいろいろと実務の現場で工夫がされているところではないかなと思って、一例を紹介させていただきました。

○加藤刑事法制管理官 他にこの観点で御発言はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、この点はこの程度にさせていただきます。

以上で論点整理表の第1の部分、被害者参制度に関するものについて二巡目の御意見を伺ったこととなります。

続きまして、論点整理表の「第2 被害者参加制度以外のもの」について順次御意見を伺いたいと存じます。まず、その1番が「刑事訴訟記録の閲覧・謄写の在り方」でありまして、その第1番目が、「第1回公判前の検察官請求証拠の閲覧等について統一的な取扱いをするなどの方策の在り方」という点でございます。

この点につきましても前回多数の意見を承っておりますので、まずは概要を中村から紹介させていただきます。

○中村刑事法制企画官 この点についての御意見を御紹介いたします。

統一的な取扱いをすべきである、ないしは法制化すべきであるという立場の御意見からは次のような意見がございました。「被害者に対する証拠の閲覧等につきましては、運用ではなく、被害者の権利として規定して、閲覧等の制限は限定的に捉えるべきである。」という御意見。「検察庁の通達に基づく証拠の閲覧などでは、検察官ごとあるいは検察庁ごとにまちまちであるので、最低限の統一基準を設けるべきである。」という御意見。次は違った角度からの御意見でございますけれども、「第1回公判前の被害者参加人に対する証拠の閲覧等については、刑訴法における証拠法則を踏まえ、検察・弁護人の双方が同意し、あるいは同意の見込みのものなど、対象を限定した上で法制化すべきであって、検察官の裁量による閲覧などは認めるべきではない。」という御意見がございました。

他方、これらに対するものとしたしまして、「事件や捜査状況などによって異なるため、

統一的な基準を定めて同一の対応をするということは非常に困難ではないか。」「現在の通達によっても、誰に、いつ、何を閲覧等をするのを認めるかの大枠は明確化されているのではないか。」、また、「基準を設けず、弾力的に行うべきである。」という御意見がございました。

これらの御意見を踏まえて、更に付け加えるべき点がございましたら、よろしくお願いたします。

○加藤刑事法制管理官 関連して、事前に捜査段階における記録の閲覧の問題についても御発言があると伺っていますので、その問題も適宜この論点の中で取り扱いたいと存じます。

○前田犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）代表 一巡目の論議でも述べましたが、交通事犯被害者の捜査段階早期の実況見分調書等の開示の必要性も含めて、知る権利についての課題はこの会議の大きなテーマだと考えています。

最初に、第1回公判前の記録の閲覧・謄写ですが、被害者参加するかしないか判断するためにも不可欠なことです。被害者参加対象事件については、当然、公判前に権利として認めなければならないわけで、現状の通達による運用だけでは不十分だと思います。これは言わずもがなですが、公判段階で当事者としての権利を行使するための前提として、法律の専門家である弁護士が代理人として付いていることに加えて、事件に関する情報を事前に知ることができる、すなわち記録の閲覧・謄写請求権が必要不可欠であると思います。ドイツにおいては、捜査段階においても弁護士を通じた記録の閲覧・謄写請求権が明記されており、フランスでも捜査段階において捜査記録を「弁護士に」開示することが認められていると聞きます。それは被害者に裁判参加の機会を失わせないようにという理由からだと聞いています。そういう被害者の権利概念が進んでいる国での扱いは、大いに参考にする必要があると思います。

通達による弾力的運用という利点もあるわけですが、この通達の存在は、特に被害者の権利について理解のある弁護士が付いて初めて分かることだと思います。弁護士が付かなければ、被害の当事者はこの通達に行き着かないわけです。ましてや、当初、訴訟参加を考えていない被害者にとっては、全く知らないままに経過してしまい、被害者参加するかどうかの判断材料が与えられないままになってしまいます。繰り返しになりますが、被害者の多くにとって、刑事裁判が全てなのです。ですから、民事裁判を提起するためだったら例外的ですが、裁判所の配慮で記録の閲覧もさせてあげますよというのは、私は本末転

倒だと考えています。

具体的提案ですが、一つは、被害者参加対象事件については、全事件について検察官に被害者参加制度の説明を義務付け、実際の運用としては、被害者参加制度の説明文書と参加申出書のひな形を交付する扱いとする。これはできれば法制度として立法化することが望ましいと考えます。

その上で、二つ目ですが、記録の開示については、法制度として被害者参加人又は被害者参加をしようとする者から申出があった場合は、検察官は公訴提起後、速やかに起訴状及び証拠を開示する。ただし、捜査及び公判に支障がある場合には、検察官は起訴状及び証拠の全部又は一部を開示しないことができるという内容が考えられると思います。公判前の捜査記録などについて被害者の知る権利を記した法律がなく、刑事訴訟法第47条が足かせとなっているという法の現状は変えるべきと強く思います。現在の通達による弾力的運用だけでは不十分です。公判前の捜査記録も含め、閲覧・謄写請求権は被害者の権利としてあることを法令上に明記すべきと思います。

次に、交通犯罪の場合の記録の起訴前早期開示の問題について、付け加えておきたいと思います。

この要望は、先ほど熊谷理事からもありましたが、事例としても桁外れに多く極めて切実であるわけです。交通犯罪について、私は原則として事故発生から2週間以内に実況見分調書を作成し、それを開示すべきだと考えます。交通犯罪の実況見分調書だけは他の犯罪類型とは異なる扱い、起訴前の早期の段階で開示するという特別扱いをすべきです。そういう扱いをしている国が外国にもあるわけです。

理由ですが、交通犯罪の特殊性から開示による弊害はまずないということです。交通犯罪は基本的に誰もが通る公道において偶発的に発生する犯罪ですから、捜査情報の漏えいによって支障が生じるということは考えられない犯罪です。実況見分調書は事故現場において警察官が写真撮影したり図面を作成して事故の客観的状況を保全するものですから、供述調書とは異なるわけです。これを被害者に開示しても弊害は考えられません。更にもう一つ、実況見分調書に記載される指示説明などは、事故状況に関する認識が記録されるだけのものですから、これも開示されて支障があると考えられません。

そして、一方、早期開示による利点と大きな意義があります。被害者が救急搬送されるようなケースで、加害者の一方的な言い分で調書が作成され、これが独り歩きするという

不公正が大変多いのですが、これを正せるわけです。それから、被害者に情報のないまま、いつの間にか加害者の話のとおり捜査が進められているケースがあって、不起訴処分を受けて初めて実況見分調書を閲覧し、これは客観的な事故状況とは違うということに気付くことがあるわけです。しかし遅いわけです。そのような時点で現場の痕跡がなくなっている、あるいは道路工事でもう道路の形状自体も変わっているという事例もありますが、このような不公正も防げるわけです。

私は、交通犯罪被害者が刑事手続に適正に関与するために、早期の実況見分調書の開示はどうしても必要と考えていますので、そのことをこの場でも強調させていただきました。よろしくをお願いします。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 今、前田さんがおっしゃったことと同じですが、捜査段階における交通犯罪の実況見分調書の問題で、何でこんなにずさんなのかなと私はいつも考えています。最初のうちは、交通犯罪の量が圧倒的に多いです、東京の場合は特にですが、検察官も、特に警察は大変なんだろうなと思っていました。御自身の息子さん
が交通事故に遭って亡くなってしまいました。自分自身がやっていた交通事故の捜査について、昔からずさんだなのというのが分かっていたのですが、現に自分の息子が被害に遭ってみると、もう許せなくなってしまい、警察を辞めて、交通事故の鑑定人をやっている人がいます。

つい最近の例です。私、これを見て、本当にびっくりしました。実況見分調書は、トラックと原付がほぼセンターライン上で正面衝突したことになっていました。ところが、バイクの部品は全てバイク側の車線、トラックのフロントの割れた部品も全部バイク側の車線、バイクのライダーも、バイクの本体も全てバイク側の方にすっ飛ばされている。血しぶきも全部バイク側の車線、トラック側の車線には何もありません。そして、バイクを見ると、前の部分、フロントフェンダーは何も壊れていない。右側面が壊れている。これで正面衝突と書いてあるのです。これには、さすがにびっくりしました。私は副検事のところへ行って、「こんなものが公になったら、あなたは恥かきますよ。」と、「これはニュートンの力学を否定する世紀の大発見ですよ。」と言いました。副検事的能力は、そのくらいひどさでした。

更にこういう事案もありました。やはり警察の段階で余りにも実況見分調書がずさんだったということで、検察もそれに気付かないで、略式命令請求にしようとしてしまいました

た。ところが、やはり交通事故の鑑定人に御遺族が頼んでいろいろ鑑定をしたら、捜査のやり直しになった事案もありました。

このように考えると、本当に実況見分調書、これは客観証拠で、何か間違いないかのようには法律家は皆考えてしまいますが、必ずしもそうではないです。ですから、これをまず正さないといけない。前田さんもおっしゃったように、決して実況見分調書を開示したからといって、公益に反するものではないですから、むしろそれほど検察・警察が忙しいのであれば、早い段階から御遺族の方に実況見分調書は開示していただいて、一緒に捜査してほしいのです。

交通捜査というのは殺人の場合とは違いますから、早い段階から御遺族に実況見分調書を開示していただいて、一緒に捜査をするという、そういう姿勢もあって良いのではないかと考えております。

○奥村弁護士 前提としてまず、前田さん、高橋さんがおっしゃったもの、それは交通事故犯に関して捜査段階の実況見分調書に限って捜査段階で被害者に開示すべきであるという御意見だというふうに伺ってよろしいのでしょうか。被害者に開示ということは、被告人・弁護人にも開示というのは入っているのでしょうか。そこは特に考えていないのですか。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 こちらの立場からは考えないですが、そちらも開示しても別にいいのではないのでしょうか。

○奥村弁護士 一応、被告人・弁護人にも開示されるということを前提なんですけれども、ちょっとなかなかこれは大きな問題だなと考えますので、またじっくり考えた上で発言させていただきたいと思います。

それで、もっと一般的な全体の問題として、前回、私の方で現行の刑事訴訟法上あるいは被害者保護法上の開示制度、それを見ていった場合にどうなるのかという辺りで、法定すべきであるということ、検察官の運用だけでやっているというのはまずいと。基本的には、同意証拠に限られるべきではないかという意見を申し上げました。それに対して大きな反論としては、検察庁の通達で一定の枠が掛かっているということが一点と、いろいろな事件があって、やはり柔軟な対応をするためには、検察官の裁量でやるのがいいのではないかという御意見がありました。そこの二つについて一応反論をさせていただきたいと思います。

まず、検察庁の最高検の通達を見ると、被害者等に対して第1回公判前に検察官がその

事件について証拠請求を予定している証拠というような枠で書いてあります。これは枠としてかなり大きな枠であって、明確な限定するようなものではないとまず感じます。それから、この枠だと、我々が指摘している、いわゆる刑事訴訟法における証拠法則を害するような事態がやはり防げない。それから、この枠を超えた閲覧・謄写、例えば弁護人請求証拠等が出ているという事例も我々としては見ている。それから、裁量でありますから、被害者参加人側にも不満なような形で、余り開示されないというケースも一応聞いたことがあります。

ですから、確かに柔軟な面はそのとおり認めますけれども、刑事訴訟法という法律を考えた場合、これは手続法であり、特に刑事手続ですので、人間がやっていくことに関してやはりミスがあり得ると、判断のミスも含めてのミスがあり得るということを前提にして手続を厳格に定めていって、その枠の中でミスを防ぐというのが刑事訴訟法の本来の原則だろう、大前提だろうと考えますので、条文も第47条ただし書というのは飽くまでも例外的な規定ですので、さっきの刑事訴訟法の原則、手続的なものはきちっと法定をして、法定で枠を作って、その中で一定の裁量^{うんぬん}云々を考えるという制度にすべきだろうと考えます。

現在の法律を見てみますと、この間紹介しましたけれども、裁判所にある公判記録を誰に、どういう時期に、どういうふうにして開示するかという規定と、刑事訴訟の当事者の手元にあるものを相手に見せるかどうかと、どの範囲で見せるかという、大きく分けてその二つがあるわけです。それで、訴訟の当事者というふうになれば、被害者参加人も一定の立場ではありますけれども、やはり攻撃防御の対象、当事者であって、争点を設定していくという意味の当事者は、検察官と被告人・弁護人という形になる。被害者は、飽くまでもそういう意味での当事者ではないと。証人尋問とか被告人質問あるいは意見陳述と言いますけれども、それはやはり飽くまでも証拠に基づいた御意見ということになる。そういう観点から、被害者保護法第3条は、裁判所に対して証拠等の閲覧を請求することができると。その際、検察官、被告人又は弁護人の意見を聞いた上で考えるという、そういう制度になっている。その被害者の立場あるいは刑事訴訟法の構造を考えた場合に、今の被害者保護法第3条の規定というのは、流れからいって自然な流れの規定ではないかと考えます。

ただし、被害者の方が参加をどうするかということを考える場合に、やはり第1回公判

前に一定の情報を知るという必要性は、弁護士としても認めるべきだろうと考えます。そうすると、被害者の方が第1回公判前に一定の資料にアクセスする権利を認める場合に、先ほど言った大前提も含めると、法定をすべきだと。法定した上でどのようなものが見られるかということになると、抽象的には、全ての情報というわけではなくて、被害者の方が参加を考慮するための基本的な資料であり、かつ裁判の証拠になるであろうようなもの、かつ訴訟の当事者側で異議がないものというものを前提にやはり考えていくということになるんだろうと考えますので、範囲としては、検察官請求証拠のうち弁護士側が同意あるいは同意予定のもの、それにプラスするとすれば、証拠として不同意であったとしても、弁護士側で「いや、被害者の方に見ていただいて構いませんよ。」というような意見を言うような証拠もあると思います。そういうものも含まれていいのではないかと。さらに、規定とすれば、やはり被害者保護法第3条の条文形態が、最後の最後まで私、全部きちっと立法的なことまで言えないんですが、被害者保護法第3条の規定を参考にしたような規定を考えるべきなのかなと思います。

○加藤刑事法制管理官 先ほどから、まず前田代表から立法に関わる具体的な御提案があり、それから併せて高橋弁護士からも早期開示に関する御提案があり、一方、奥村弁護士からは、また別の意味での立法の法制化の御提案があるということで、恐らくそれぞれに御反論もあるだろうというところでございますが、時間が予定の時間でございますので。これにつきましては、新しい論点も提起されておりますので、引き続きこのテーマは次回御議論いただくようにさせていただきたいと存じますが。

検察の運用に関する御提言もあったところですが、佐藤参事官から何かありますか。

○佐藤参事官 簡単に運用に限って少しお話しいたします。

前田代表から早期開示、交通事件に関して特に実況見分調書というお話がありました。枠組みといたしまして現在の運用で申し上げますと、先ほど違う場面で申し上げましたが、刑事訴訟法第47条の問題が現在はあるということです。高橋弁護士からも、交通事故に関しては実況見分調書は公益性があるんだと、こういうお話があったところですが、そのそもその前提として、なぜ公判に出る前の証拠が基本的に原則として開示されないかという、先ほども少し申し上げたとおり、関係者の名誉、プライバシー、こういったことが一つはあるんだろうと。あるいは、捜査・公判への支障といったものがある。また、捜査中の段階というのは、時点で見ましても、事実がどうしても流動的であるという問題が

あるのと、プライバシーについても未整理のものが収集されると、こういう手続段階なんだろうと思います。

その上で、現実にはどういう形で開示がされるかという、個々の検察官が判断していると、こういうことになるわけで、そんな中で典型的にあるいは一般的な基準をどう設けていくかというのは難しい面があるのかなと思います。その上で、事故状況に関する客観証拠についてどうかと言われれば、供述証拠に比べて代替性がないという側面があるのは確かなんだろうと思います。また、早期に開示をするという可能性というか必要性が高いというのも、保険の適用の関係でありますとか、いろいろな事情があって、そういうニーズがあるということは承知はしておりますが、いろいろな事情を判断して、現実には開示について判断されていると思います。

○加藤刑事法制管理官 それでは、ここで一旦本日の御議論を終わらせていただきまして、次回、今御議論を頂いております、論点整理表でいいますと第2の1の最初の丸、第1回公判前の検察官請求証拠等の閲覧、それと併せて捜査段階における記録の閲覧の問題にも入っておりますが、この続きから次回お願いしたいと存じます。

それでは、次回の期日は、平成26年5月27日火曜日の午後2時に頂戴しておりますので、よろしくお願いをいたします。

本日は長い時間ありがとうございました。